

◆中原小学校・幼稚園PTCA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、中原小学校・幼稚園PTCA（以下「本会」という。）と称し、事務局を中原小学校地域連携室におく。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教師が協力して、家庭、学校及び地域において、児童園児の幸福と健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の緊密な連携によって、児童園児の学校内外での安全確保を図る。
- (2) 児童園児の健全育成を図る。
- (3) 児童園児の教育環境の整備とその充実を図り、学校の教育に協力する。
- (4) 会員相互の親睦と教養の向上を図る。
- (5) 会員及び児童の表彰・慶弔の際の祝儀・見舞金を支出する。
- (6) その他、目的達成に必要な活動を行う。

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童園児の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 教育的諸施設の整備に積極的に努力する。
- (3) 特定の政党や宗派にかたよることなく、又は営利を目的とする行動は行わない。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次の者をいう。

- (1) 会員 本校に在籍する児童園児の保護者又は本校の職員
- (2) 準会員 本校区に在住し、本会の趣旨に賛同する地域の者

第6条 会員は、うるま市PTA連合会、中頭地区PTA連合会及び沖縄県PTA連合会並びに日本PTA全国協議会の会員となる。

第7条 削除

(役員)

第8条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 6名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記・会計 1名
- (5) 参与(校長・園長) 1名

2 本会に顧問を置くことができる。この場合、歴代会長が顧問となる。

(評議員)

第9条 本会の評議員は、次のとおりとする。

- (1) 各常置委員長
- (2) 各常置委員副委員長
- (3) 各学年委員長

(任期)

第10条 役員の任期は2年、評議員の任期は1年とし再選を妨げない。ただし、会長の再選は妨げないが2期を超えてはならない。

(役員の選出)

第11条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、評議委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 事務局長は、小学校の教頭を充てる。
- (3) 書記・会計は、PTCA事務職員を充てる。
- (4) 前号のPTCA事務職員は、会長が委嘱し、総会に報告するものとする。
- (5) 顧問は、会長が委嘱し、総会に報告するものとする。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長
 - ① 本会を代表し、運営を総理する。
 - ② 総会、評議委員会及びその他必要な会議を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長 会長の指示及び参与の助言に従って本会の事務を総括する。
- (4) 書記・会計
 - ① 総会、評議委員会及び役員会の議事を記録する。
 - ② 記録、文書及びその他の書類を保管する。
 - ③ 総会で承認された予算に基づいて一切の会計事務を処理し、決算書を作成する。
 - ④ 予算の立案に協力する。
 - ⑤ 本会ホームページの運営を行う。

第3章 機関

(機関)

第13条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
 - (2) 評議委員会
 - (3) 役員会
 - (4) 常置委員会及び学年委員会
- (総会)

第14条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、委任状は出席と認める。

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、5月末までに行う。
- (2) 臨時総会は、評議員の3分の2以上、又は会員の過半数以上の要求、若しくは緊急に重要事項を会員に諮る必要があったときに招集することができる。
- (3) 総会は、次のことを行う。
 - ① 役員承認
 - ② 予算・決算承認
 - ③ 会則改正
 - ④ その他主要事項

第16条 総会は、会長が招集し、会員の中より選出された議長が進める。

(評議委員会)

第17条 評議委員会は、役員と評議員で構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 各委員会から提出された事業計画の審議
- (3) その他重要かつ緊急な事項の処理

2 評議委員会が必要と認めた場合は、特別委員会を設置することが出来る。

第18条 評議委員会は、委員の過半数をもって成立し、その協議は、出席者の同意を得て決定する。

(役員会)

第19条 役員会は、会長、副会長、事務局長及び参与で構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 決議機関より与えられた事項の執行
- (2) 総会及び評議委員会に提出する議案の準備
- (3) 緊急事案の処理。ただし、この場合は事後に総会及び評議委員会に報告しなければならない。

(常置委員会)

第20条 常置委員会は、次に掲げる委員会で構成し、任務及びその他必要な事項は細則で定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 健全育成保健体育委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 環境美化委員会
- (5) 文化研修委員会
- (6) 生活学力向上委員会
- (7) 幼稚園教育推進委員会

2 前項の常置委員会は、各学年で分担し、委員長及び副委員長は、委員の互選による。
(学年委員会)

第21条 学年委員会は、各学年の会員で構成し、常置委員会を兼務する。

- (1) 学年委員会は、学年におけるPTCA活動を推進する。
- (2) 学年委員会の活動は、それぞれに一任する。

2 学年委員会は、委員長が必要と認めるときに委員を招集して会議を開催する。

3 前項に基づき会議を開催したときは、議事録を作成し、書記・会計に提出する。

第4章 会計及び監査

(経費の支弁)

第22条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。
(経理)

第23条 本会の経理は、総会において承認された予算（以下「本予算」という。）に基づいて行われる。

(会費)

第24条 本会の会費は、会員の世帯当たり月額500円とする。

2 準会員については、原則会費を納めないものとする。

3 大規模災害等による被災者等が本会の会員となる場合は、当該会員の会費について役員会の協議により減免することができる。この場合において、直後の評議委員会において報告をしなければならない。

(現金の保管)

第25条 本会の歳入歳出に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 前項の預金は、会長名義とする。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、4月末日までは、出納整理期間とする。

(暫定予算及び補正予算)

第26条の2 会長は、本予算が確定するまでの間、必要最小限の範囲で暫定的に予算（以下「暫定予算」という。）を執行することができる。なお、暫定予算はその年度の

本予算に包括されるものとする。

- 2 やむを得ない事由により予算の補正を必要とするときは、会長は評議委員会の承認を得なければならない。

(会計区分)

第26条の3 本会の会計区分は、一般会計と必要に応じて特別会計を設置する。特別会計については事業ごとに別途定める。

(会計監査)

第27条 監事は、会員である保護者、教師及び準会員から各1名を評議委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、役員及び評議員は監事となることはできない。

- 2 監事の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の経理を監査し、総会においてその結果を報告するものとする。
- (2) 必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

- 3 監事の任期は、2年とする。

第5章 情報の取扱

(個人情報の保護)

第28条 本会は、本会の運営において取得する児童園児及び会員の個人情報は、本会の維持管理に必要な範囲で適切に取扱うものとする。

- 2 本会は、次の場合を除いて、外部に個人情報を提供しない。

- (1) あらかじめ本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 生命又は身体の保護のため緊急に必要があり、本人（児童園児の場合は保護者）の同意を得る事が困難であるとき。

(情報の公開)

第29条 本会は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況及び運営内容等を広報誌等の活用により、積極的に公開するものとする。

(情報の発信)

第30条 P T C A会長又は学校長は、会員へP T C A及び学校行事並びに児童園児の安全に関わる緊急の周知が必要であると認めるときには、「じんじんメール」により、積極的に会員への情報発信に努めるものとする。

第6章 補則

(会則等の制定及び改廃)

第31条 本会に関する会則、細則及び規程の新規制定及び改廃は、評議委員会の議決を経て、総会において承認を受けなければならない。

(簿冊等の保管)

第32条 本会に次の簿冊を備える。

- (1) 会則等綴
- (2) 役員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿（預金通帳、領収書綴、予算書、決算書）
- (5) 広報誌
- (6) 収發文書綴
- (7) その他必要な簿冊

2 前項の書類及び簿冊の保存期間は、5年とする。

(雑則)

第33条 この会則の施行に関し、必要な事項は、会長が評議委員会の議決及び総会の承認を得て別に定める。

附 則

この会則は、昭和52年11月24日より施行する。

この会則は、昭和53年5月24日一部改正する。

この会則は、昭和55年5月31日一部改正する。

この会則は、昭和57年5月15日一部改正する。

この会則は、昭和59年5月26日一部改正する。

この会則は、昭和60年4月27日一部改正する。

この会則は、平成元年5月20日一部改正する。

この会則は、平成14年5月19日一部改正する。

この会則は、平成19年5月13日一部改正する。

この会則は、平成21年5月17日一部改正する。

この会則は、平成22年5月23日一部改正する。

この会則は、平成22年5月23日第20条を一部改正する。

この会則は、平成25年5月26日一部改正する。

附 則（平成28年5月29日総会承認）

(施行期日)

1 この会則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、改正後の第7条及び第24条の規定は平成29年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 この会則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この会則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年5月28日総会承認）

(施行期日)

この会則は、総会承認の日より施行する。

◆中原小学校・幼稚園PTCA細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中原小学校・幼稚園PTCA会則（以下「会則」という。）第20条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員及び委員長等)

第2条 会則第20条各号に定める常置委員会（以下「各常置委員会」という。）の委員は、各学年の保護者より3名以上、教師より若干名とする。

2 各常置委員会に保護者から委員長1名、副委員長を保護者及び教師から各1名を選出する。

3 委員長及び副委員長は、会則第8条に規定する役員を兼ねることはできない。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めるときに会議を開催するものとする。

2 委員長は、前項の会議を開催したときは、議事録を作成し、書記・会計に提出する。

(任期)

第4条 各常置委員の任期は1年とし、補充者は、前任者の残任期間とする。

(常置委員会の任務)

第5条 各常置委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会（6学年委員会）

- ① 各委員会の連絡調整に関すること。
- ② 会務の総括及び報告に関すること。
- ③ その他、各委員会に所属しない事項に関すること。

(2) 健全育成保健体育委員会（5学年委員会）

- ① 運動会運営への協力に関すること。
- ② 会員の体力向上に関すること。
- ③ 地域体育行事への支援と協力に関すること。
- ④ 児童園児の保健体育に関すること。
- ⑤ 学校給食に関すること。

(3) 広報委員会（4学年委員会）

- ① 中原小学校・幼稚園PTCA新聞「中原っ子」発行に関すること。
- ② その他広報活動に関すること。

(4) 環境美化整備委員会（3学年委員会）

- ① 学校並びに地域の教育環境整備に関すること。
- ② 学校の施設整備充実への協力に関すること。

- (5) 文化研修委員会（2学年委員会）
 - ① 各種研修に関する事。
 - ② 研修報告書の整理活用に関する事。
 - ③ 図書の実充・活用に関する事。
 - ④ 文化事業推進に関する事。
 - ⑤ 校内童話お話大会の運営に関する事。

- (6) 生活学力向上委員会（1学年委員会）
 - ① 校区内における児童園児の安全対策に関する事
 - ② 校区内の夜間パトロールに関する事。
 - ③ 児童の学力向上支援に関する事。

- (7) 幼稚園教育推進委員会（幼稚園委員会）
 - ① 幼稚園行事運営の協力に関する事。

第4条 本会の副会長はそれぞれ各常置委員会を担当し、活動の補助を行うものとする。

附 則

この細則は、昭和52年11月24日より施行する。

この細則は、昭和53年5月24日一部改正する。

この細則は、昭和59年5月26日一部改正する。

この細則は、平成元年5月20日一部改正する。

この細則は、平成5年5月19日一部改正する。

この細則は、平成19年5月13日一部改正・新設する。

この細則は、平成21年5月17日一部追加・新設する。

この細則は、平成23年5月22日第3条、第4条を一部改正する。

この細則は、平成25年5月26日一部改正・追加する。

附 則（平成28年5月29日総会承認）

この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年5月29日総会承認）

この細則は、総会承認の日から施行する。

◆図書充実費関連規程

（目的）

第1条 この規程は、中原小学校・幼稚園図書及び関連書物の充実を図ることを目的とする。

(徴収方法)

第2条 図書充実費の金額は、会員の世帯当たり月額100円とし、PTCA会費とあわせて納めるものとする。ただし、中原小学校・幼稚園PTCA会則第24条第2項及び第3項に該当する者は図書充実費は納めないものとする。

(支出)

第3条 図書充実費からの支出は、学校及び文化研修委員会が認めた児童図書費に限るものとする。

附 則

この規程は平成21年5月17日より適用する。

この規程は平成23年5月22日、第1条を一部改正する。

附 則 (平成28年5月29日総会承認)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。ただし、改正後の第2条は平成29年4月1日より適用する。

◆PTCA表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会の目的遂行のために貢献した人に対して敬意を表する場合の基準としてこれを定める。

(基準)

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) PTCA会長又は副会長として1期以上務め、功績顕著と認められる者
- (2) PTCA評議員又は会計監査委員、常置委員として多年にわたって活躍し功績顕著と認められる者
- (3) 本校PTCA会員として、積極的に活動し、功績顕著で退会する者
- (4) 会員以外の者で、本校教育及び本校PTCAに対し、特に多大の貢献をした者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状・感謝状または記念品を贈呈するものとする。

(選考)

第4条 被表彰者は、役員会で選考し、評議委員会に諮って決定する。

(表彰)

第5条 表彰はPTCA総会において行うことを原則とする。

附 則

この規程は、昭和60年4月27日より適用する。

附 則 (平成28年5月29日総会承認)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

◆PTCA旅費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中原小学校・幼稚園PTCAの役員、評議員及び会員（以下「会員等」という。）が、公務のため出張する場合の旅費支給必要な事項を定める。

第2条 本会の会員等が、本会の用務及び出張するときは、出張先に応じて次の各号とおり旅費を支給する。

- (1) うるま市内及び沖縄市 1回につき500円
- (2) 前号以外の市町村 1回につき1,000円
- (3) 車賃、参加料及び宿泊料金 実費

2 前各号の規定によるほか必要があるときは、会長がこれを定める。

第3条 旅費は用務終了後支払うものとする。ただし、会長の承認を得た場合はその限りではない。

附 則

この規程は平成12年4月1日より適用する。

この規程は平成23年5月22日、第1条を一部改正する。

附 則（平成28年5月29日総会承認）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

◆PTCA慶弔事に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会員及び児童園児の慶弔事に際しての祝儀及び見舞金の支出に関する事項を定める。

(慶事)

第2条 本会と関係する機関団体から慶事の案内を受けた場合は祝意義を表すために祝儀として金3,000円を支出する。

第3条 職員が結婚したときは、祝儀として金5,000円を支給する。

第4条 職員の転退職の際に記念品を贈る。

(弔事)

第5条 次の各号に該当する者が死亡した場合は、遺族に対して3,000円の香料を支給するものとする。

- (1) 会員
- (2) 本校に勤務する職員の配偶者及び子
- (3) 本校児童園児

第6条 この規程に定めない事項の緊急を要するものは、役員会に諮り、事後評議委員会に報告を行う。

附 則

この規程は、平成5年5月22日から適用する。

附 則（平成28年5月29日総会承認）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

◆PTCA事務職員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、中原小学校・幼稚園PTCA事務職員の服務等に関し、基本的事項を定めるものである。

(資格)

第2条 事務職員は、本会の会員の中から、応募募集・面接を行い、評議員の承認を得て、

会長が委嘱する。ただし、応募なき場合は、準会員又は専門業者及び団体へ委託する。

(雇用契約)

第3条 事務職員の契約期間は2年とし、1回に限り更新することができる。

2 契約の開始及び満了は、総会より翌々年の総会の日までとする。

(業務内容)

第4条 事務職員は、PTCA会長または事務局長の指示に基づいて、次の業務を行う。

- (1) 評議委員会・役員会等の記録
- (2) 通信事務
- (3) 会計事務
- (4) 諸帳簿の整理保管
- (5) PTCA会費・図書充実費の徴収
- (6) その他、PTCAに関すること

(勤務)

第5条 事務職員の勤務条件は、次のとおりとする。

- (1) 事務職員の日常の勤務は、学校長の管理下で行う。
- (2) 事務職員の平日の勤務時間は、土曜日・日曜日・祝祭日を除き、午前10時より午後4時までとし、間に給食時間1時間休憩15分を含む。
- (3) 事務職員は、PTCAの集会及び行事などのある場合は、PTCA会長または事務局長の指示により参加しなければならない。
- (4) 有給休暇は1年間につき10日、夏期休暇5日、病気休暇は1年間に10日とする。
- (5) 前号以外の休暇を必要とした場合、代理人をもって充てなければならない。代理人の報酬は本人が支弁するものとする。

(報酬)

第6条 事務職員の報酬は次のとおり支給するものとする。

- (1) 事務職員の賃金は月額80,000円とし、月末に支給する。
- (2) 賃金以外に賞与として、年間に月額賃金の20割を支給する。
- (3) 契約期間満了の際は、1年につき80,000円を退職金として支給する。
- (4) 労働基準法の規定により労災・雇用保険に加入する。

2 短期間及び断続的に事務職員を補佐するものとして、会長から委嘱を受けた者（以下「臨時事務職員」という。）については、1時間当たり●●●円の賃金を支給するものとする。

(解雇権・賠償責任)

第7条 次の各号に該当する場合、PTCA会長は事務職員に対し退職、賠償又はその両方を求めることができる。この場合において、事前にPTCA会長は評議委員会に諮り承認を得なければならない。

- (1) 職務放棄等の障害、損害を起こした場合
- (2) 不正行為によりPTCA事務の健全な運営を損ねた場合

2 前項の規定は、臨時事務職員についても同様とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より適用する。

この規程は、平成18年4月1日一部改正する。

この規定は、平成21年5月17日第2条、3条、5条(2)(3)号を追加改正、第7条を新設する。

この規定は、平成23年5月22日第1条を一部改正する。

附 則 (平成28年5月29日総会承認)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月28日総会承認)

この規程は、総会承認の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。